（産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、産業教育振興企画官一人、産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。

2・3　［略］

4　産業教育調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち産業教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に関するもの（特別支援教育課及び教科調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

5　［略］

（企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官）

第四十条　［略］

2　［略］

3　育英奨学専門官は、学生及び生徒（専修学校の専門課程の生徒に限る。）の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

4　［略］

（評価・研究開発法人支援室及び戦略研究推進室並びに企画官）

第四十八条　研究開発戦略課に、評価・研究開発法人支援室及び戦略研究推進室並びに企画官一人を置く。

2・3　［略］

4　戦略研究推進室は、成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。）をもたらす可能性のある研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関する事務をつかさどる。

5　戦略研究推進室に、室長を置く。

6　企画官は、命を受けて、研究開発戦略課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

（人材政策推進室）

第四十九条　人材政策課に、人材政策推進室を置く。

2　人材政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

四　［略］

（産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、産業教育振興企画官一人、産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。

2・3　［同上］

4　産業教育調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち産業教育に関する専門的事項（教育課程に関するものを除く。）についての調査、指導及び助言に関するもの（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）を助ける。

5　［同上］

（企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官）

第四十条　［同上］

2　［同上］

3　育英奨学専門官は、学生及び生徒の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

4　［同上］

（評価・研究開発法人支援室及び新興・融合領域研究開発調査戦略室並びに企画官）

第四十八条　企画評価課に、評価・研究開発法人支援室及び新興・融合領域研究開発調査戦略室並びに企画官一人を置く。

2・3　［同上］

4　新興・融合領域研究開発調査戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関する事務（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）のうち、新興領域及び融合領域（二以上の分野におけるそれぞれの専門的知識を融合して研究する必要がある研究領域をいう。以下この条において同じ。）に関すること。

二　科学技術及び学術に関する内外の動向の調査及び分析に関する事務のうち、新興領域及び融合領域に関すること。

5　新興・融合領域研究開発調査戦略室に、室長を置く。

6　企画官は、命を受けて、企画評価課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

（人材政策推進室及び研究公正推進室）

第四十九条　人材政策課に、人材政策推進室及び研究公正推進室を置く。

2　人材政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究公正推進室の所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究公正推進室の所掌に属するものを除く。）。

三　研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局及び研究公正推進室の所掌に属するものを除く。）。

四　［同上］